

職員の懲戒処分について

以下の非違行為があり、当該非違行為者に対して、国立研究開発法人国立成育医療研究センター職員就業規則に基づく懲戒処分を行った。

1. 事案の概要

研究において、適切に実験データを保存すべき義務を怠り、保存すべきデータを削除したほか、実験日付を遡るなど不適切に加工して実施していない実験や解析を実施したかのように装い研究不正（捏造）を行った。証拠保全命令が出されたのちに DNA サンプル等を不当に廃棄した。

また、研究室内の備品類を適切に管理する義務を怠り、2000本を超える他の研究者の冷凍血液検体を不当に廃棄しようとし、その保存状況を損ない検体としての価値を損なったほか、これを受けて出された無許可の備品類の廃棄を禁じる業務命令に複数回違反し、試薬や PC などの備品類を廃棄・亡失させたうえ、PC の亡失についての調査において、誠実に協力すべき義務を怠り、虚偽の報告を行った。

以上の行為が、研究機関としての当センターの対外的信用を大きく失墜させたものであり、職務上の義務に違反した場合、虚偽の報告を行った場合、業務の正常な運営を妨げた場合、故意又は過失によりセンターに損害を与えた場合、の処分事由に該当するものである。

2. 処分年月日

令和7年3月31日

3. 被処分者の職名及び処分量定

職名	統括部長／研究室長
処分量定	懲戒解雇

令和7年3月31日

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(照会先) 人事部長 河内 和彦

(代表電話) 03-3416-0181